

高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事等の事業認定
に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成24年 7 月 25 日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事等の事業認定関係
4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事（熊本県上益城郡益城町大字小池字塔ノ平地内から同町大字小池字塚田地内まで）及びこれに伴う準用河川付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。